

第3編 風水害・火災編

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興計画の目的及び概要	502
第2節	災害市民相談	502
第3節	被災者のメンタルケア	502
第4節	公共施設の災害復旧	502
第5節	民間施設等の災害復旧	502
第6節	被災者への生活支援	502

第1節 災害復旧・復興計画の目的及び概要

第2編「震災編」第3章第1節「災害復旧・復興計画の目的及び概要」を準用する。

第2節 災害市民相談

第2編「震災編」第3章第2節「災害市民相談」を準用する。

第3節 被災者のメンタルケア

第2編「震災編」第3章第3節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第4節 公共施設の災害復旧

第2編「震災編」第3章第4節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第5節 民間施設等の災害復旧

第2編「震災編」第3章第5節「民間施設等の災害復旧」を準用する。

第6節 被災者への生活支援

第2編「震災編」第3章第6節「被災者への生活援護」を準用するほか、「小矢部市住宅災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【小矢部市住宅災害見舞金の支給】[担当：総務課]

風水害等の自然災害（地震災害を除く）・火災・落雷・爆発・航空機墜落等による住宅損壊に対して、罹災した世帯主に下記の見舞金を支給する。

[見舞金の額]

区分	金額
全壊	100,000円
半壊	50,000円
一部損壊	10,000円
床上浸水	10,000円